

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成21年2月9日（月）

（開 会） 10：02

（閉 会） 16：45

○ 委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「公共施設等のあり方について」を議題といたします。

公共施設等のあり方に関する第一次実施計画について、執行部の補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方に関する第一次実施計画について御報告いたします。

この第一次実施計画につきましては、昨年3月に策定いたしました公共施設等のあり方に関する基本方針に基づき、市民、関係団体、公共施設等のあり方検討小委員会、行財政改革推進委員会や議会の皆さんの御意見等を参考にさせていただきながら、今月2日に開催いたしました飯塚市行財政改革推進本部において策定したものでございます。

初めに、昨年11月から12月にかけて、第一次実施計画（素案）、たたき台に対しまして市民の皆さんから御意見、募集をいたしておりますが、その結果について御説明いたします。

配付いたしております飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画（素案）についての市民意見の集約をお願いいたします。

2に記載いたしておりますように、個別意見としては293人の方から341件の意見が提出されております。また、自治会連合会、筑穂支部から署名による意見書が提出され、署名者数は2,343人となっております。その内容につきましては、3の2に記載いたしておりますように、7件の施設について署名による意見書が提出されております。

2ページをお願いいたします。個別意見について、施設ごとに意見を集約いたしておりますが、小中学校に関する意見が144件、図書館に関する意見が122件となっております。

続きまして、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画について御説明いたします。配付いたしております第一次実施計画の資料をお願いいたします。

主な修正でございまして、その前に、方向性につきましては趣旨が変わらないもの、それから字句、文言の整理、箇条訂正や軽微な修正などについては記載いたしておりません。

主な修正内容について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。策定に当たっての基本的な考え方でございますが、公の施設等は市民の福祉の増進を図るための施設で、市民にとって最も身近で密接に関係する施設である旨の記述を追加いたしております。

2ページをお願いいたします。3、計画の策定でございますが、第一次と第二次の対象施設を明確にいたしております。

3ページをお願いいたします。参考の中で、行政財産と普通財産の用語の意味を記載いたしております。

5ページをお願いいたします。小学校でございますが、具体的な内容で、素案では12学級未満の小学校を「8校」といたしておりましたが、特別支援学級を除き「9校」でございましたので修正いたしております。また、18学級以上は「4校」としておりましたが、特別支援学級を除き「3校」でございましたので修正をいたしております。

6ページをお願いいたします。上から2行目ですが、素案では、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、立岩小学校及び庄内小学校は「平成22年度」から実施することにいたしておりましたが、庄内小学校につきましては「平成23年度」に実施ということで修正をいたしております。

9ページをお願いいたします。中学校でございますが、①で、素案では、9学級未満の中学校を「3校」としておりましたが、特別支援学級を除き「4校」でございましたので修正をいたしております。また、9学級以上は「9校」としておりましたが、特別支援学級を除き「8校」でございますので修正をいたしております。

14ページをお願いいたします。公民館・類似公民館で、見直しの方向の②でございますが、立岩公民館、二瀬公民館、鎮西公民館につきましては、素案では、「小中学校への併設の是非について検討し」といたしておりましたが、「小学校、中学校と複合施設化するのか、または現在地において大規模改修工事等を行うかなどについて検討を行い」に修正をいたしております。

18ページをお願いいたします。文化会館・穎田文化施設サンシャインかいたでございますが、見直しの方向の①の文化会館で、素案では、「平成21年度から再度指定管理者による管理・運営を行う」を「平成22年度」からに修正をいたしております。

19ページをお願いいたします。歴史資料館（室）・郷土資料館ですが、穂波郷土資料館及び庄内歴史資料室につきましては、廃止後「当分の間は収蔵庫や地域の歴史研究団体等の活動拠点施設等として有効利活用する」旨追加記述をいたしております。また、②で、「観光都市づくりの拠点施設」を削除し、「隣接自治体を含む他の歴史的文化的文化遺産や関係団体等と連携を図りながら、市内の歴史的文化的遺産等を生かしたまちづくりを推進する」と追加するとともに、「行政として継続する事務事業、直営で行う事務事業の整理を行いながら」という文言を追加いたしております。

21ページをお願いいたします。図書館・公民館図書室でございますが、素案の見直しの方向の①で、「穂波図書館と穎田図書館については、平成21年度中に廃止し、地区公民館図書室とする」旨記載いたしておりましたが、「穎田図書館は、地区公民館の図書室として存続させ、今後のあり方については、読書環境の充実を図ることが必要であることから、利用者や地域住民の意見を聞きながら引き続き検討する」と修正をいたしております。また、「穂波図書館につきましても、利用者の利便性や利用実態等を考慮し、平成21年度までに利用者やボランティア団体等の意見を聞きながら、再度検討を行い方向性を決定する」と修正をいたしております。また、③を削除いたしております。

23ページをお願いいたします。見直しに当たって考慮すべき事項の①の八木山青年の家でございますが、八木山地域の活性化に向けて検討する必要がある旨を追加記述いたしております。

24ページをお願いいたします。③の庄内生活体験学校でございますが、「公用マイクロバス等の活用策を検討する」旨、素案では記載いたしておりましたが、「公用マイクロバス等を活用した中で、市内全域において幅広く事業を展開できる方策を検討する」に修正をいたしております。その他の文化生涯学習施設でございますが、見直しの方向の①の庄内生涯学習交流館で、「庄内図書館の付属施設として使用する」を追加いたしております。また、③の山口コミュニティセンターで、「地元自治会が地縁団体の認可を受けるまでは無償貸与する。」を追加いたしております。

26ページをお願いいたします。体育館でございますが、③で、体育館廃止に伴って削減できる経費の一部について、「地区体育振興会等に対する財政支援等の経費に充てる。」を追加いたしております。

29ページをお願いいたします。弓道場でございますが、見直しの方向で、素案では、大規模改修工事等の必要性が生じた際は、「廃止等を含め弓道関係団体等と協議を行いながら検討を行い決定する。」といたしておりましたが、「弓道関係団体等と協議を行いながら決定する。」に修正をいたしております。

32ページをお願いいたします。野球場でございますが、見直しの方向の①で、飯塚野球場について、素案では、「野球関係団体等」と記述いたしておりましたが、「スポーツ関係団体等」

に修正をいたしております。

39ページをお願いいたします。関の山いこいの森でございますが、具体的な内容で、素案では、「急傾斜地に設置されていることから、利用者の安全面での課題があり、風水被害による休止の時期が多いとともに」と記載いたしておりましたが、「県が指定する砂防指定地及び急傾斜地に設置されており、これまで災害復旧工事、自然災害防止、予防治山事業を数回にわたり行っている」旨追加記載をいたしております。艇庫でございますが、見直しの方向で、素案では、「海洋性スポーツ団体等に移譲する。移譲するまでの間は無償貸与する。」としておりましたが、「海洋性スポーツ団体等に移譲または貸与する。」に修正をいたしております。

41ページをお願いいたします。保育所の見直しに当たって考慮すべき事項で、「敷地の一部に民有地が混在しており、土地所有権の整理を行う必要がある」旨記載いたしておりましたが、削除をいたしております。

44ページをお願いいたします。特別養護老人ホーム、筑穂桜の園の見直しの方向でございますが、素案では、「現指定管理者または民間事業者等に民間移譲する。」としておりましたが、「現指定管理者である社会福祉協議会に移譲する。移譲を希望しない場合は、再度関係団体と協議を行い、平成24年度までに見直しの方向性を決定する」旨修正をいたしております。また、見直しに当たって考慮すべき事項の②で、「基金の取り扱いについて検討する必要がある」旨追加記載をいたしております。

46ページをお願いいたします。筑穂高齢者生活福祉センターの見直しの方向で、指定管理者が移譲を希望しない場合は、「再度地域住民、関係団体等と協議を行い、平成24年度までに決定する」旨追加記載をいたしております。

47ページをお願いいたします。颯田高齢者福祉センターでございますが、見直しに当たって考慮すべき事項の①で、「地域コミュニティ団体等が維持管理するに当たっては、人的支援を含め当分の間統合整理に伴って削減される経費の一部を財政支援する仕組みについて検討することが必要である」旨追加記載をいたしております。

49ページをお願いいたします。保健福祉総合施設でございますが、見直しの方向の②の筑穂保健福祉総合センターで、素案では、指定管理者が事業継続を希望しない場合、「設置目的を引き継ぎながら管理運営を行うことが可能な民間事業者等に移譲する」としておりましたが、指定管理者が貸与を希望しない場合は、「再度地域住民や関係団体等と協議を行いながら、平成24年度までに見直しの方向性を決定する」旨修正をいたしております。

52ページをお願いいたします。穂波ふれあい会館の具体的な内容でございますが、施設設置までの経緯について、「施設建設費の一部を穂波町社会福祉協議会が寄附した」旨追加記載をいたしております。

53ページをお願いいたします。忠隈住民センターの見直しに当たって考慮すべき事項でございますが、「削減できた経費の一部を財政支援する仕組みについて検討することが必要である」旨追加記載をいたしております。

保健センターでございますが、見直しの方向で、平成21年度の早い時期での保健師と職員の穂波庁舎内への集約について追加記載するとともに、素案では、「平成20年度末で飯塚保健センターの一部を休止する。」としておりましたが、「保健師等を集約した時点で飯塚保健センターの一部を廃止する」旨修正をいたしております。

57ページをお願いいたします。飯塚霊園の具体的な内容で、平成21年度の「できるだけ早い時期」に決定する旨修正をいたしております。

69ページをお願いいたします。庄内農産物直売所の見直しの方向でございますが、素案では、「農業関係団体等と協議を行いながら」を「地域関係者や農業関係団体等の意見を聞きながら」に修正をいたしております。

72ページをお願いいたします。庄内農産物加工所の見直しの方向で、素案では、「平成22

年度末で廃止し、現利用者または農業関係団体等に貸与する。貸与を希望しない場合は民間事業者等に貸付を行う。」といたしておりましたが、「平成22年度までは現行どおり設置し」に修正をいたしております。

73ページをお願いいたします。穎田農産物直売所（四季の里）の見直しの方向で、素案では、指定管理者、地域農業関係団体等に「貸与するか、または民間移譲する」旨記載いたしておりましたが、指定管理者、地域農業関係団体等に「移譲もしくは貸与するかまたは民間譲渡する」旨修正をいたしております。

74ページをお願いいたします。八木山高原ユースホテル及び八木山高原集会所の見直しに当たって考慮すべき事項でございますが、八木山地域の活性化に向けて考慮すべき事項を追加記載いたしております。

76ページをお願いいたします。庄内温泉筑豊ハイツの見直しに当たって考慮すべき事項の②でございますが、施設の立地条件、現状を踏まえた中で、現指定管理者が移譲を希望せずに民間譲渡等を行う場合、本市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者等を選定する必要性について追加記載をいたしております。

旧伊藤伝右衛門邸の見直しの方向でございますが、素案では、「できるだけ早期（平成23年度をめぐ）に指定管理者制度を導入する」といたしておりましたが、「国指定重要文化財指定後（平成26年度をめぐ）に」に修正をいたしております。

81ページをお願いいたします。乾燥調整施設、ライスセンターの見直しの方向の②で、大分ライスセンター作業所につきましては、素案では、「関係団体等」としておりましたが、「農業関係団体等」に修正をいたしております。

85ページをお願いいたします。同和会館・人権啓発センターの見直しの方向の①で、素案では、「関係団体等と協議を行い決定する」といたしておりましたが、「利用者や関係団体等の意見を聞きながら検討を行い決定する。」また、次のページの②でも「関係団体等と協議」を「関係団体の意見を聞きながら」に修正をいたしております。また、具体的な内容で、素案では、穂波人権啓発センターは、昭和50年に設置しと記載いたしておりましたが、平成12年に大規模改修工事を実施いたしておりますので、その旨記載するとともに、「見直しに当たって考慮すべき事項」を削除いたしております。

86ページをお願いいたします。男女共同参画の見直しの方向でございますが、次のページをお願いいたします。素案では、指定管理者制度の導入について、「関係団体等と協議を行いながら決定する」旨記載いたしておりましたが、「利用者や関係団体等の意見を聞きながら検討を行い決定する。」と修正をいたしております。

87ページをお願いいたします。飯塚総合会館の見直しの方向でございますが、素案では、廃止後は「本庁舎の別館として位置づけて、会議室等として使用する。」としておりましたが、「当分の間は立岩公民館の施設（一部は執務室または会議室）として使用として利活用する。」と修正をいたしております。なお、次のページの「見直しに当たって考慮すべき事項」につきましては、見直しの方向を修正いたしましたので削除をいたしております。

以上が見直しの方向におけます主な修正点でございますが、別に配付いたしております第一次実施計画におきましては、小中学校における施設の管理運営コストを削除いたしております。

また、残存価額を記載いたしますとともに、減価償却費を除いた収支比率等もあわせて記載をいたしております。

次に、実施計画を計画どおり実施した場合の効果額についてでございます。見直しの方向を後年度に先送りしたものを除きまして改築工事等に伴います額でございます。平成21年度では約2千万円、22年度では約1億円、23年度では約1億3千万円、24年度では約1億4千万円、25年度では約1億4千万円、26年度では約1億円、27年度では約1億1千万円となっております。これにつきましては概算の額でございます。また、土地の売却等にかかる

一時的な効果額といたしましては、約7億3千万円となっております。

なお、前回の特別委員会で、第二次実施計画策定のスケジュールについては、第一次実施計画策定の際にお示ししたいという答弁をいたしておりましたが、第二次実施計画では、現在位置等に存続します小中学校以外が対象でございます。初めに御説明いたしましたように、小中学校の統廃合については市民の皆さんからたくさんの意見書が提出され、また特別委員会におきましても、特に小中学校の再編整備につきましては大変厳しくなることが予想され、保護者や地域住民に対する説明会や意見を聞く場の設定など、素案を初め実施計画策定までには時間をかけながら慎重に対応する必要性について御意見等があったところでございます。

このようなことから、策定までのスケジュールにつきましては、素案の内容、作成時期も含め、教育委員会だけではなく市長部局も含め関係部署で慎重に検討を行う必要があることから今回は提出いたしておりませんが、できるだけ早い時期に作成を行い、特別委員会に御報告させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第一次実施計画についての説明を終わります。